

独禁法改正後の公正取引委員会による審査手続への対応について

弁護士 岩城方臣



弁護士

岩城 方臣

(いわきまさおみ)

〈出身大学〉
一橋大学法学部
大阪市立大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

1 はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」)は、近年、独占禁止法(以下「独禁法」)違反行為を積極的に摘発しており、また、平成25年改正独禁法(以下「改正法」)が平成27年4月1日に施行され、独禁法違反被疑事件の審査手続も大きく変わることとなりましたので、改正法の内容を踏まえながら、審査手続の概要や、事業者側の対応についてご紹介させていただきます。

2 公取委による調査

(1) 行政調査と犯則調査

独禁法違反被疑事件について公取委が行う調査には、行政調査と犯則調査の2種類があります。行政調査とは、公取委が排除措置命令や課徴金納付命令を行うことを念頭において行われる調査です。公取委の行政調査には間接強制調査と任意調査があり、間接強制調査では、調査対象者の意思に反する実力行使までは認められませんが、正当な理由なく調査を拒絶した場合の罰則(1年以下の懲役又は300万円以下の罰金)が定められており、心理的圧迫により調査への協力が間接的に担保されています。他方で、犯則調査とは、公取委が、事案の重大性・悪質性を考えて刑事告発を念頭に置いた場合に行われる調査で、裁判所の許可状に基づき、調査対象者の承諾がなくても強制的に営業所に立ち入って捜索を行ったり、証拠資料を押収したりすることができます。調査の冒頭で裁判所の許可状ではなく公取委の被疑事実告知書が提示された場合は、行政調査となります。

(2) 立入検査・提出命令

公取委による立入検査は、何の前触れもなく突然行われ、複数の営業所や同業他社の営業所に対して一斉に行われることも珍しくありません。立入検査当日は、事業所の責任者に審査官証が提示され被疑事実告知書が交付された後に、事業所内で証拠資料の探索・収集が行われ、調査が必要と判断された資料については提出命令書が示され、責任者の承諾があれば、その面前で提出命令品目録と物件との照合が行われた後に、原物・原本が運

び出されて公取委で保管されるという流れで手続が進みます。立入検査は、通常、一日で行われるため、場合によってはこれらの作業が深夜まで続くこともあります。

調査対象は、社内文書、帳簿・伝票類、サーバーやパソコンに保存されたデータや電子メール、手帳、携帯電話等にまで及びます。資料の原本が公取委に留置された後でも、公取委に申請して、公取委の庁舎内で写真撮影や持ち込みのハンドスキャナー等により謄写することが可能ですが、手間がかかりますので、業務上必要な資料については、立入検査当日に審査官の了解を得てコピーをとって対応することが多いようです。

(3) 供述聴取

被疑事実に関係する従業員に対しては、公取委により主に任意手続としての供述聴取が行われますが、公取委の集計によると、一人の対象者について平均3回程度、合計で平均15時間から16時間程度の供述聴取が行われ、長い場合は深夜10時頃まで及ぶこともあり、拘束性の高さが指摘されています。特に、立入検査と同時進行で関係従業員の供述聴取が行われる場合、事業者としては、後述する課徴金減免制度の申請を行うか否かを判断するために、供述聴取前に短時間でも早期に関係従業員から事実関係を確認する必要があります。

また、供述聴取では供述調書が作成されることがありますが、署名押印の前に公取委の審査官が調書の案文の内容を読み聞かせ、記載内容に誤りがないかを質問しますので、経験していないことを経験したかのように記載されていたり、自分自身の言葉ではない表現が記載されていないかを確認した上で、供述調書に署名押印するか否かを判断することが重要です。

3 行政処分

(1) 意見聴取手続

調査が開始されてから公取委が行政処分を行うかを判断するまで、通常は、少なくとも半年から1年程度の期間を要し、調査が行われ

なくなってから暫く時間が経った後に、公取委から、行政処分を予定しているとして、意見聴取通知書が送られて来ることがあります。意見聴取通知書は、改正法により導入された意見聴取手続を行うためのもので、予定される排除措置命令・課徴金納付命令の内容や、意見聴取期日等が記載されています。意見聴取期日は、公取委が上記行政処分を行うか否かを判断する前に、名宛人(処分対象予定者)から意見を聴取するための期日ですが、名宛人は、証拠を閲覧・謄写して事前に意見陳述の準備を行うことができます。

公取委は、意見聴取手続の内容を十分に考慮し、これを酌み取った上で独禁法違反行為の有無を判断しなければなりません。独占禁止法違反を認定した場合は、排除措置命令と課徴金納付命令という2つの行政処分を命じることができます。

(2) 排除措置命令

排除措置命令では、独禁法違反行為の取り止めや、再発防止のための措置等が命じられ、具体的な内容は公取委の裁量により決められますが、通常は、排除措置の実施を取引先等へ周知することも内容に含まれます。また、入札談合の場合、排除措置命令を受けると、国の機関や地方自治体から指名停止を受けて入札に参加できなくなったり、建設業法に基づく営業停止処分を受けたりする恐れがあり、行政処分に付随して生じる損害についても注意が必要です。

(3) 課徴金納付命令

① 内容

課徴金は、独禁法違反行為の再発防止のために課される制裁金です。一事業者が受ける課徴金の額は事案により様々ですが、公取委の集計によると、平成23年度から平成27年度までの平均は約1.3億円から約2.7億円で²、約131億円もの課徴金が課された例もあります。課徴金の額は、違反事業者の違反行為の対象商品等に係る実行期間(最長3年)中の「売上額」に、業種(製造業等、小売業、卸売業)や対象行為等の類型毎に定められた算定率(原則として最大10%)を乗じて計算されます。

② 課徴金減免制度(リニエンシー)

カルテル(事業者間で価格・販売量・取引の相手方を拘束するなどして競争を制限すること)や入札談合については密室で行われ立証が難しいことから、違反行為の早期発見を目的として、違反内容を自主的に公取委に報告した事業者に対し、最大5社まで、申請順位に応じて課徴金の免除(最初の1社のみ)又は減額を認める制度(リニエンシー)が導入され、積極的に活用されています。特に公取委の一斉立入調査後は、各事業者が申請(所定の様式³により公取委への

FAXで行います)を検討し、立入調査翌日までにリニエンシーの枠が埋まることも珍しくないため、関係従業員から速やかに事情聴取を行って違反行為への関与の有無を確認し、被疑事実を争わない場合は、リニエンシーを申請するか否かも迅速に判断する必要があります⁴。なお、現在、課徴金の額を公取委の裁量により決定する裁量型課徴金制度の導入が、公取委の独占禁止法研究会において検討されています。

4 不服申立て

排除措置命令や課徴金納付命令には上記以外に、公取委による公表という不利益もあり、事業者が独禁法違反行為へ関与していないと考える場合は、レピュテーション・マネジメントや金銭的な損害を考慮し、上記行政処分に対して取消訴訟を提起することも考えられます。取消訴訟の出訴期間は原則6ヶ月で、改正法により、東京地方裁判所の専属管轄とされました。

また、取消訴訟を提起しただけでは行政処分の効力は失われず、行政処分を履行しなければ、最高50万円の過料の支払いを命じられたり(排除措置命令)、年率14.5%の延滞金が加算される(課徴金納付命令)可能性があります。このような事態を避けるため、行政処分の効力等を停止させたい場合は、取消訴訟を提起した上で、別途、執行停止を申し立てる必要があります。

5 最後に

実務上、独禁法違反行為として排除措置命令等の対象になることが多い、価格の引き上げや受注予定者の決定に関する合意は、昔からの商習慣として違法性の意識が薄いまま続けられていることがあるため、社内研修等を通じて具体的な違反行為について従業員に対し周知を図っておくことが重要となります。また、公取委の審査手続を想定して責任部署やマニュアルを整備できれば理想的ですが、結局のところ、社内の各部署が担当者の具体的業務や職務範囲を把握しておくという一見当たり前のことが、公取委の突然の立入調査や審査手続に適切に対応して、事実の誤認定や損害の拡大を防ぐことにつながるものと考えられます。

1 独占禁止法審査手続についての懇談会(第10回)における公取委提出資料参照。

2 公取委「平成27年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(平成28年5月25日)参照。

3 <http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/keikaku.html>

4 リニエンシーを申請しないことに対する株主代表訴訟リスクの検討も必要となります。